

郵便等による不在者投票の対象者が拡大されました

身体に重度の障害がある人で下記の要件に該当する人は、自宅で投票用紙に投票の記載をして、郵便等の方法で投票できます。

従来からの対象者

身体障害者手帳の交付を受けている人	両下肢、体幹、移動機能の障害が1級または2級の人 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級または3級の人
戦傷病者手帳の交付を受けている人	両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症までの人 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が特別項症から第3項症までの人

新たに拡大された対象者

介護保険法上の要介護者	介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている人
身体障害者手帳の交付を受けている人	免疫の障害が1級から3級までの人

上記に該当する人であっても、自書（自筆）のできない人は対象となりません。

ただし、「代理記載制度」が創設されたことにより、上記に該当する人のうち、身体障害者手帳の交付を受けていて上肢または視覚の障害が1級の人、戦傷病者手帳の交付を受けていて上肢または視覚の障害が特別項症から第2項症までの人、あらかじめ市の選挙管理委員会に届け出た代理記載人（選挙権のある人に限る）に、投票に関する記載をさせることができるようになりました。例えば、両下肢の障害が2級でかつ視覚の障害が1級の人や、心臓の障害が3級でかつ上肢の障害が1級の人などが対象となります。

手続きは

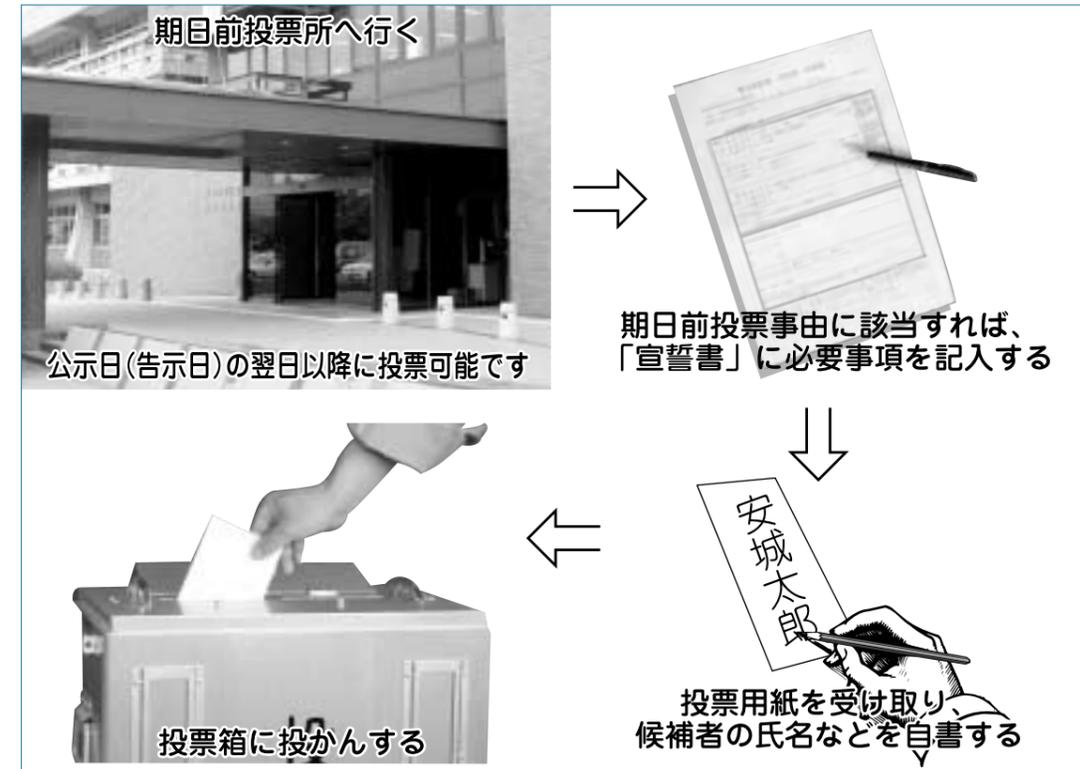
郵便等による不在者投票制度を利用するには、身体障害者手帳などを添えて市の選挙管理委員会に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受けることが必要です。詳しくは市の選挙管理委員会にお尋ねください。（来庁するときには、身体障害者手帳などをお持ちください）

市外や病院・老人ホームなどにおける不在者投票は、従来どおり行います。



公職選挙法の一部が改正され、新たに「期日前投票制度」が創設されました。

この制度により、従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続きが不要になり、投票がしやすくなります。



期日前投票制度のあらまし

- 対象となる投票 名簿登録地の市区町村で行う投票
- 投票期間 選挙の公示日（告示日）の翌日から投票日の前日まで
※南部支所・桜井支所・北部出張所は、投票できる期間が異なりますのでご注意ください。
- 投票時間 午前8時30分から午後8時まで
- 投票を行うことができる人
 - ①仕事（自営業を含む）や本人または親族の冠婚葬祭の予定がある人
 - ②レジャーや買い物などの私用で、投票日に投票区内にいない人
 - ③疾病、負傷、出産のため投票日に歩行が困難な人
 - ④投票日までに他の市区町村へ転出し、まだ4か月を経過していない人
- 投票場所 市役所第23会議室（北庁舎7階）・南部支所・桜井支所・北部出張所
- 投票手続き 基本的に投票日の投票所における投票の手続きと同じ
（上記①～④のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓書の提出が必要です）
※投票日当日までに20歳になる有権者で、期日前投票を行う日にまだ20歳になっていない人は、期日前投票ではなく、従来の不在者投票となります。

投票日前でも、直接投票箱に投票できる
期日前投票制度が創設されました

市選挙管理委員会
（行政課内）
問い合わせ